

公共施設や皆さんの生活に直結するさまざまな制度、イベントなどを紹介するコーナーです。まだ形になっていない現在進行形の計画なども、なるべくご紹介していきます。

**福祉**  
8月から支給対象が拡大されました  
父子家庭などへの児童扶養手当の支給

児童扶養手当は、離婚などによって父と生計をともにしていない児童を養育している母親などに支給されるものです。今回、児童扶養手当法が改正され、8月から支給対象が拡大されました。これまでの「母子家庭などの母」に加え、「父子家庭などの父」も対象となります。

▼新たに対象となる人 次のいずれかの条件にあてはまる18歳までの児童を保護や監督している父 または生計を同じくしている父

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 母が死亡した児童
- ・ 母が重度の障害にある児童
- ・ 母の生死が不明である児童
- ・ 母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 未婚の母の子である児童
- ・ 生まれてきたときの事情が不明である児童など

※児童が心身に一定以上の障害を持つ場合は、20歳になるまで手当が受けられます。

▼支給額 給与所得者で、前年または前々年に子ども一人を扶養していた場合の月額支給額の例（金額は月額）

全部支給（年収が130万円未満「所得57万円未満」）4万1,720円  
一部支給（年収が130万円以上365万円未満「所得57万円以上230万円未満」）4万1,710円  
9,850円（年収に応じて）  
※年収が365万円以上（所得で230万円以上）の場合、支給停止になります。

※前年または前々年に受け取った養育費の8割が所得に加算されます。

▼支給の制限 手当の支給開始月から5年、または月の初日から7年を経過すると、次の場合を除き手当の一部が最大半額を上限に支給停止される

- ・ 就職している、または求職活動や自立を図るための活動をしている
- ・ 身体上または精神上の障害がある
- ・ 負傷または病気などにより就職することが困難である
- ・ 受給者が保護・監督する児童または親族が、障害、負傷、疾病、要介護状態などにあり、受給者が介護する必要があるため、就職することが困難である

※申請方法については、役場福祉課までお問い合わせください。

▼申請・問合せ 役場福祉課 5023

**相談**  
精神科医師が相談に応じます  
ここからの健康相談のお知らせ

町では、ここからの病気で悩んでいる本人やその家族を対象に健康相談を行います。

▼期日 9月8日④  
▼時間 午後1時30分～3時

▼会場 保健センター  
▼相談医 精神科医師  
▼定員 4人（先着順）  
▼申込・問合せ 保健センター 5033

**教室**  
各種相談会も開催しています  
家族教室（統合失調症）のご案内

家族教室（統合失調症）のご案内  
館林保健福祉事務所では、統合失調症の病气や福祉制度について一緒に勉強する家族教室を開催します。教室は、保健師や精神保健福祉士、精神科医師、精神障がい者家族会（たけのこ会）会長が担当します。

▼期日・内容  
①9月8日④・家族の対応について  
患者の理解（DVD視聴、当事者の体験談、音楽療法、リラクセス法など）  
②9月22日④・福祉制度や社会資源について（講義、当事者の体験談など）  
③10月6日④・統合失調症の基礎知識や家族の対応について（家族として思うこと（講義など））

▼時間 午後1時30分～4時  
▼会場 館林保健福祉事務所  
▼対象 統合失調症患者の家族など

▼定員 50人  
▼申込期間 8月31日④まで  
▼申込方法 電話で申し込む  
▼期日 8月18日④  
▼時間 午前9時～正午  
▼会場 館林保健福祉事務所  
▼対象 子育てに不安やストレスを感じている人（予約制）  
▼申込方法 電話で申し込む

精神保健福祉相談  
▼期日 8月18日④、9月1日④  
▼時間 午後1時30分～3時  
▼会場 館林保健福祉事務所  
▼対象 ここからの病気で悩んでいる人やその家族（予約制）  
▼申込方法 電話で申し込む  
▼申込・問合せ 館林保健福祉事務所 72-3230

**健康**  
音楽でいやされながら健康づくり  
音楽療法教室の参加者募集

町地域包括支援センターでは、音楽療法教室を開催します。音楽療法は、音楽が脳に働きかけ、ストレス解消や認知症予防にも効果があると言われています。身近な音楽でいやされながら健康づくりをしてみませんか。

▼期日 9月15日④  
▼時間 午前10時～11時30分  
▼会場 保健センター  
▼対象 町内在住の65歳以上の入会者  
▼講師 林中マサミさん

▼参加費 無料  
▼申込方法 電話で申し込む  
▼申込・問合せ 町地域包括支援センター 80-9300



**福祉**  
通院して人工透析療法などを受けている人が対象  
通院のための交通費を支給

町では、じん臓機能障害などで通院に要した交通費を支給します。

▼内容 人工透析療法などの医療を受けるため、医療機関への通院に要した交通費の一部を補助する

▼対象 申請者の当該年度分町民税額が非課税の人で、次のどちらかに当てはまる人

- ①じん臓機能障害者の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透析療法を受けている
- ②小腸機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して中心静脈栄養法などを受けている

▼支給額 通院距離により月2,600円/5,200円  
▼申請方法 所定の申請用紙に必要事項を書きつけて申請する  
※申請書は、役場福祉課にあります。  
▼申請・問合せ 役場福祉課 5024



**福祉**  
申請手続きはお済みですか？  
特定疾患等患者見舞金支給制度

町では、特定疾患医療の給付を受けている人などに、見舞金を支給しています。

▼申請方法 所定の申請用紙に必要事項を書きつけて申請する  
※申請書は、役場福祉課にあります。  
▼内容 特定の疾患などの患者に見舞金を支給する

①特定疾患医療の給付を受けている

②小児慢性疾患医療の給付を受けている

③慢性じん炎（じん機能不全）で人工透析療法を受けている

④進行性筋ジストロフィーなどの難病患者として治療を受けている

▼支給額 月3,000円  
▼申請・問合せ 役場福祉課 5024

**教養**  
あなたの声で情報を提供してみませんか  
音声訳ボランティア初級講座

町ボランティアセンターでは、音声訳ボランティア初級講座を開催します。ぜひ、ご参加ください。

▼期日 9月29日④～10月27日④  
毎週水曜日（全5回）  
▼時間 午後1時30分～3時30分  
▼会場 邑楽町公民館  
▼内容 目の不自由な人に活字の情報を提供するため、音読してカセットテープに録音するための読み方などを学習する

▼定員 15人  
▼参加費 500円（保険代含む）  
▼申込期間 9月11日④まで  
▼申込・問合せ 町社会福祉協議会 88-2408



職業

退職金共済掛金の一部を補助します  
中小企業退職金共済制度

町などでは、独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結した中小企業者を対象に、共済掛金の一部を補助します。退職金は、労働者の退職後の生活を支えていくための大きな柱の一つです。安全・確実・有利な中小企業退職金共済制度をぜひ、ご利用ください。

・掛金は税法上、全額非課税で手数料もかかりません。  
・過去の勤務期間通算や企業間を転換した場合に通算できます。  
掛金の種類  
月額5,000円から3万円の16種類です。パートタイマーなどの短時間労働者は、2,000円・3,000円・4,000円の特別掛金で加入することがあります。  
▼問合せ先 役場産業振興課 47-5026、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部 03-3433610151

産業

会社が誇る技術を支援します  
平成22年度「1社1技術」を募集

県では、「ものづくり立県ぐんま」の実現を図るため、企業が持つ優れた独自の技術を「1社1技術」として選定します。また、企業のPRになることももちろん、選定企業に対して各種支援を行います。貴社が誇る技術をぜひ、ご応募ください。

持っている企業  
①特許がある、または出願中の技術  
②特許はないが、特許と同等の技術  
③他社の追随を許さない独自の技術  
※平成12・20年度に「1社1技術」として、すでに選定された技術に代わる最新の優れた技術の「更新」選定もを行います。  
▼問合せ先 県産業経済部工業振興課 027-122613352

選挙

邑楽町の投票率は60・85%でした  
参議院議員選挙の結果

7月11日、第22回参議院議員選挙の投票が行われました。邑楽町の投票率は60・85%でした。これは前回平成19年の選挙より3・23%増加しました。

各候補者(政党)の邑楽町での得票率は次のとおりです。掲載は得票順です(敬称略)。  
▼問合せ先 町選挙管理委員会(役場総務課内) 47-150002

各候補者(政党)別得票数

候補者名(政党名)	得票数
選挙区	
中曽根弘文	7,646
富岡ゆきお	4,526
たなはしせつ子	1,030
民主党	3,729,798
自由民主党	3,662,941
みんなの党	2,289,121
公明党	1,779
比例代表	
日本共産党	449
社会民主党	433
たちあがれ日本	240
新党改革	202,009
国民新党	157
女性党	100
日本創新党	67,128
幸福実現党	36

※小数点以下は按分。

相談

自立に向けた相談や支援を行います  
東毛若者サポートステーション

東毛若者サポートステーションは、「働くこと」に自信や意欲がなく悩んでいる若者(おおむね40歳未満)に対して、自立に向けた相談や支援を行っています。また、家族からの相談も受け付けています。費用は無料です。  
▼開所日 月・火・木・金・土曜日  
※祝日は除く。相談は予約制。  
▼開所時間 午前11時～午後6時

※土曜日は午後5時まで。  
▼内容 職業的・社会的自立を図るためのキャリアカウンセリングや臨床心理士による相談、セミナーの実施など、個別的・継続的な支援  
▼所在地・問合せ 東毛若者サポートステーション(太田市下浜田町、太田市勤労青少年ホーム内) 47-518222

入札

制限付き一般競争入札で行います  
公有財産の売り払い

町では公有財産(町有地、工用車両)を制限付き一般競争入札で売り払います。入札に関する要綱を配布しますので、入札に参加を希望する人は申請してください。

種類	所在地・型式
町有地(田)	邑楽町大字鶴ノツ谷 1287番1 867㎡
シヨベル	三妻 昭和52年登録
ローダ	WS3, 2, 600cc
グレーダ	小松 昭和54年登録 G D 221A, 4, 320cc

▼売り払い対象  
※町有地については、一定の要件を満たす農業者に限り、入札に参加することができます。  
▼配布期間 8月23日(日)～27日(金)  
▼時間 午前9時～午後4時30分  
▼配布場所 役場総務課  
▼申請・問合せ先 役場総務課 47-5006

募集

大泉町に住所がない人でも応募できます  
大泉町公園墓地の使用者を募集

大泉町では、公園墓地の使用者を募集します。公園墓地の使用者の資格が変更になり、大泉町に住所がない人でも応募できるようになりました。なお、今回の公募により募集区画数に達した場合、来年度以降の公募は行いません。

▼墓所所在地 大泉町大字上小泉395番地(大泉町外二町斎場北)  
▼募集区画数 300区画  
▼墓所面積 1区画4㎡(芝生墓所)  
▼使用料・管理料(1区画) 使用料 45万円  
管理料(年額) 5,000円  
▼申請資格 次のすべての条件に当てはまる人  
①使用許可の申請時に、大泉町の賦課する町税と国民健康保険税の滞納がない世帯の人で1世帯につき1人  
②使用料と管理料を大泉町が指定する期日まで納付できる人  
③規則で定める基準に合った墓碑などを設置できる人  
▼墓所の決定方法 墓所の決定については次の方法で行います  
①応募者が募集区画数に満たない場合は、使用墓所を抽選により決定  
②募集区画数を超えた場合は、次の優先順位により、使用者と使用墓所を抽選により決定

先順位により、使用者と使用墓所を抽選により決定  
優先順位  
①大泉町内に住所がある人  
②大泉町外に住所がある人で、自宅または寺院などに焼骨を仮安置している人  
③①、②以外の人  
※抽選は、大泉町で定める抽選人により公開で行います。  
▼抽選日・時間 9月30日(土)・午前10時  
▼場所 大泉町役場3階中会議室  
※抽選結果は、大泉町役場1階ロビーに抽選番号を掲示し、応募者全員に抽選結果通知を発送します。  
▼抽選申込受付期間 9月1日(日)～17日(土)・日曜日(除く)  
▼時間 午前9時～午後5時  
▼場所 大泉町役場環境課  
※町外の人に焼骨を仮安置している人は、申込時に「死体火葬許可証」をお持ちください。抽選の場合、優先的に取り扱います。  
※受付後に、「受付控カード」を渡します。この番号は、抽選番号として使われます。  
▼申込・問合せ 大泉町役場環境課 63-13111

教養

テーマは、フラワーガーデンの魅力です  
緑化講座のお知らせ

県緑化センターでは、英国王立園芸協会会員でハンギングバスケットマスターでもある天田玉江先生を講師にお迎えして、家庭の庭を花で彩るフラワーガーデンの魅力テーマに緑化講座を開催します。ぜひ、ご参加ください。

▼期日 9月16日(土)(雨天決行)  
▼時間 午前10時～正午  
▼会場 県緑化センター  
▼テーマ フラワーガーデンの魅力  
▼講師 天田玉江先生(英国王立園芸協会会員)  
▼定員 60人(先着順)  
▼申込方法 電話で申し込む  
▼申込開始 8月30日(日)午前8時から  
▼申込・問合せ 県緑化センター 88-17188